



流山市監査委員告示第9号

令和6年度財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和7年8月8日

流山市監査委員

岩原 淳一



流山市監査委員

中川 弘





第 4 号様式

流 山 市 第 24 号
令 和 7 年 7 月 8 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 吉田 瑞穂



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 6 月 19 日付け、流監第 46 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年6月19日・流監第46号	
監査の種別		財政援助団体監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
流山市スポーツ協会	指摘	流山市スポーツ協会の収支を網羅している予算書及び決算書が作成されていなかった。県民体育大会出場選手派遣事業に係る補助金及び当該業務委託料収入及び支出については、流山市スポーツ協会の収支と区分し、別管理しているとのことであったが、法人として補助金を受領及び業務を受託し実施していることから、法人全体の収支を網羅した予算書及び決算書も適正に作成されたい。	法人全体の収支が分かる予算書及び決算書を作成することとし、令和7年度の予算書は法人全体の収支を反映して作成しました。決算書についても、法人全体の収支を網羅したものを作成します。
流山市スポーツ協会	指摘	市民スポーツ大会等事業補助金の収支決算書において、経理上の誤りや記載誤りが散見されたほか、各加盟競技団体から会費を徴収していると誤解を招くような記載となっていた。特定非営利活動促進法第27条を遵守し、速やかに経理・事務処理体制を改善し、適正な経理処理を行われたい。また、補助金は市民の貴重な税金を財源としていることを念頭に置き、所管部課の指導に従い適正かつ明瞭な決算書を作成し、透明性の確保に努めるよう求める。	経理上の誤りや記載誤りを再度確認するとともに、各加盟競技団体から会費を徴収していると誤解を招くような記載となっていたものを令和6年度は「預り金」として是正し、適正な決算書を作成しました。
流山市スポーツ協会	指摘	市民スポーツ大会等事業補助金において、渉外費等補助対象外経費についても補助金が原資となり支出されていた。すでに返納に向け取り組んでいるとのことであったため、速やかに状況を整理し返納処理を行うとともに、補助対象経費について再度所管部課と協議し、適正な用途への支出とその確認を徹底されたい。	スポーツ振興課と協議し、対象経費を確認し、対象外経費については、令和7年4月に返納しました。今後は、適正な用途への支出とその確認を徹底します。
生涯学習部 スポーツ振興課	意見	流山市スポーツ協会における経理処理について、不備やそごが散見されたことから、所管部課においては提出された交付申請書や実績報告書及び添付資料等のみではなく明細書等を確認し、補助金等の使途状況について厳正な審査を行うよう、体制の強化を図られたい。また、法人全体の健全な運営にも目を向け、監督、指導を行うよう要望する。	令和6年度実績報告書では、提出された添付資料のみではなく、明細書等を確認し、補助金等の使途状況について厳正な審査を行いました。また、法人全体の健全な運営にも目を向け、監督、指導を行いました。今後も、適切に指導していきます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。